

第5章

資料編



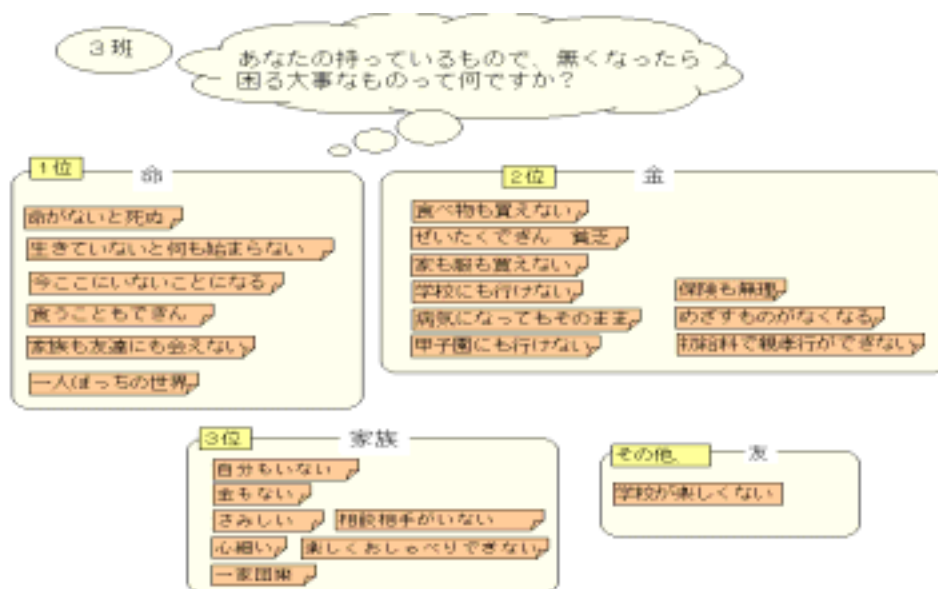
「健康おぢか21」ができるまで

「健康おぢか21」計画の策定経過は、次のとおりです。

月	策定作業部会	策定委員会	事務局
			策定委員、作業部員の選定、就任願い
9月	第1回 健康づくり計画策定についてその考え方と作り方の学習（大学講師等による講話） 第2回 小値賀町民のめざす姿の決定（KJ法）	発会	
10月	第3回 ライフステージの決定及びそのめざす姿を協議（KJ法） 第4回 前回のめざす姿を踏まえて、現状・問題点などの意見交換		小学6年生を対象にKJ法による調査
11月	第5回 テーマ毎に健康指標、生活習慣・保健行動を協議（PPモデル） 第6回 テーマ毎に健康指標、生活習慣・保健行動を協議（PPモデル） 第7回 条件の抽出		
12月	第8回 条件の抽出		
1月	第9回 目標達成のための具体的な計画（政策）を協議		アンケート調査・整理
2月	第10回 5年後の目標値の設定及び目標達成のための具体的な計画（政策）を策定		計画原案の作成
3月	第11回 計画原案の検討	計画原案の検討 計画の決定	計画書製本
			町民への周知（ダイジェスト版発行）

小値賀小学校の6年生を対象に KJ 法を使ったグループワーク

平成 18 年 10 月 30 日、子どもたちの生の声を反映させるために、学校の事業時間を利用して意見を聞かせてもらいました。大人だけの作業部会で、子どもたちのめざす姿を決めるには、大変参考になりました。



質問 1 : あなたの持っているもので、なくなったら困る大事なものは何ですか？

答え 命、お金、家族、友だち など

質問 2 : 健康のことで、なくしたら困る大事なものは何ですか？

答え 食べ物、元気な体、薬、病院、運動、睡眠 など

* このような答えが子どもたちから返ってきました。子どもたちは、なにが大事なものがよくわかっているようです。子どもたちが、大事にしたいものを私たち大人も大事に守っていきたい・・・と思います。



作業部員からの一言



乳幼児期 ~赤ちゃんとの出会いを大切に~
親というより大人との関わりが子どもの心も体も豊かに育つ手助けになります。
地域、家族、みんなで“子育て”しようよ!!

学童生徒期
人生の基礎をつくる大事なこの時期の保健計画策定に関わらせていただきました。
一つでも子どもたちのこれからの人生に役立つものがあったら嬉しいです。
作業部会では、立場の違ういろんな人がいろんな意見を出し、同じ方向に向かって目標等を決めていく貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。
5年後が楽しみです。

青年期
健康は、みんなの願い。健康な青年は小値賀の宝。小値賀のことを知って、健康づくりをしませんか!
健康に向けて老いも若きもGO!

壮年期
最初はイヤイヤながらの作業部会。やっているうちに、健康に関心だったのに意識するようになってました。よくも11回も続いたものだ。健康は自分だけでは楽しくない。周囲も健康でこそそのものである。「みんな達者・みんな笑顔・離れたくない町おぢか」。そんな町づくりの健康施策をみんなで考えました。
一緒にやりましょう!!

高齢期
高齢期の健康づくりについて、みんなで楽しく話し合うことで、その大事さを再認識しました。
高齢者には少しきつかったけれど、自分の5年後を考えながら、このような形で町民の健康づくり計画に参加できたことに喜びを感じました。
雑談ばかりで御免なさい。

小値賀町健康づくり計画「健康おぢか21」策定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小値賀町民の健康づくりを進めるための、小値賀町健康づくり計画「健康おぢか21」策定について、必要な事項を定める。

(策定委員)

第2条 「健康おぢか21」策定のために策定委員会を設置する。策定委員には小値賀町総合保険医療推進協議会委員をあてる。

(作業部会)

第3条 策定原案作成のために、住民代表及び町住民課職員、健康管理センター職員等による作業部会を設置する。

2 原案策定にあたっては、策定指導者を置く。

(機関)

第4条 「健康おぢか21」は平成18年度中に平成19年度から23年度までの5か年計画として策定し、平成23年度に評価する。

(庶務)

第5条 「健康おぢか21」の策定に係る庶務は、町住民課保健班において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定にあたって必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

「健康おぢか21」のお問い合わせは
小値賀町役場 住民課保健班（電話 0959-56-3111）
又は 健康管理センター（電話 0959-56-3763）
小値賀町ホームページ <http://www.ojika.net/>
までだよ

